

平成25年第2回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

○ (その6)

○

堺 市 議 会



目 次

頁

議員提出議案第19号	堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例	3
議員提出議案第20号	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例	7
○ 議員提出議案第21号	堺市公務の政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例	11
○ 議員提出議案第22号	堺市職員の政治的行為の制限に関する条例	15



平成25年6月3日

堺市議会議長
平田 多加秋 様

提出者

堺市議會議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

健 健保里 行男 一利次 守子 子文次
佳 重昌 昌 正清 幸恵 敏卓 十一郎 文 克
根 木井側田山堀川本本川原毛谷
山 高深池芝裏小吉榎宮吉星大米

堺市議會議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

昭 匡 隆二 夫 司 樹 三三 美 治 子 芳
友 功 健 和 清 秀 昭 修 一 光 典 國
村 番 治 林 況 山 尻 村 居 西 本 口 井
野 木 佐 大 田 成 池 西 筒 小 松 山 中

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第19号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員定数を52人から48人に改め、これに伴い各選挙区において選出する議員の数について必要な改正を行うために本条例案を提出するものである。

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「52人」を「48人」に改める。

第2条の表を次のように改める。

選挙区	議員数
堺区	8人
中区	7人
東区	5人
西区	8人
南区	9人
北区	9人
美原区	2人

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
(堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数についての人口の特例に関する条例の廃止)
- 2 堀市議会議員定数及び各選挙区選出議員数についての人口の特例に関する条例（平成23年条例第1号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間における堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



平成25年6月3日

堺市議会議長
平田多加秋様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

健 佳保里 行男 一利次 守子 子文次
根木 井側田 山堀川 本 本川 原毛 谷 克
山 高 深 池 芝 裏 小吉 榎宮 吉星 大米

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

昭 匡 隆二 司樹三 三 美治子 芳
友 功 健和 清秀 昭修一 光典 國
村 烟治林 渕山尻 村居西 本口 井
野木 佐大田 成池 西筒 小松山 中

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第20号　堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬の月額を、平成25年7月1日から平成27年4月30日までの間、
堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表に規定する額からその
100分の5に相当する額を減額するために本条例案を提出するものである。

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

議会議員の議員報酬の月額は、平成25年7月1日から平成27年4月30日までの間において、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。



平成25年6月3日

堺市議会議長
平田多加秋様

提出者

堺市議会議員	黒田征樹	堺市議会議員	小林由佳
同	西田浩延	同	井貴史
同	上村太一	同	関達也
同	池田克史	同	宅文也
同	水之上成彰	同	米敏
同	北野礼一		西林克敏

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第21号　堺市公務の政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例

理由

本市が行政運営において組織的に政治的活動を行っているとの疑いを市民に与えることがないようにするために、市長及びその他の職員の責務を明らかにするとともに、政治的行為であると疑われるおそれのある行為を市長及びその他の職員が職務として行うことを制限することにより、公務の政治的中立性を確保し、もって市民から信頼される市政を実現するために本条例案を提案するものである。

堺市公務の政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市が行政運営において組織的に政治的活動を行っているとの疑いを市民に与えることがないようにするために、市長及びその他の職員の責務を明らかにするとともに、政治的行為であると疑われるおそれのある行為を市長及びその他の職員が職務として行うことを制限することにより、公務の政治的中立性を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

(責務)

第2条 次の各号に掲げる者は、前条の目的を達成するため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の選挙において特定の者を支持し、又はこれに反対するために職務上の組織若しくは権限又は影響力を用いること等への市民の疑惑や不信を招くような行為を、職務として行ってはならない。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 地方公営企業の管理者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員
(活動の制限)

第3条 市長は、その任期満了の日の3月前の日から当該任期満了による選挙の期日までの間（市長について任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じたとき（当該選挙について公職選挙法第34条第4項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する最も遅い事由が生じたとき）にあっては、その旨を堺市選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間。以下「一定期間」という。）において、次の各号に掲げる行為を職務として行ってはならない。

- (1) 市長又は市長の職の候補者若しくは当該職の候補者となろうとする者（以下「市長等」という。）の政策的な主張に関する広報活動すること。
- (2) 広報活動において市長等の写真、似顔絵その他の図画又は氏名を用いること。
- (3) 本市が主催し、又は共催する集会等（不特定多数の者が参加する集会、催しその他の行事をいう。以下同じ。）に出席すること。
- (4) 集会等において、市長等の政策的な主張を内容に含む挨拶をすること。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げる行為を、前条第2号から第4号までに掲げる者（以下「副市長等」という。）に対し、職務として行うよう命じること。
- (6) 本市が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された市長の挨拶を再生することを、副市長等に対し、職務として行うよう命じること。

- (7) 集会等において、録音され、又は録画された市長等の政策的な主張を内容に含む市長又は副市長等の挨拶を再生することを、副市長等に対し、職務として行うよう命じること。
- 2 副市長等は、一定期間において、次の各号に掲げる行為を職務として行ってはならない。
- (1) 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為
 - (2) 本市が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された市長の挨拶を再生すること。
 - (3) 集会等において、録音され、又は録画された市長等の政策的な主張を内容に含む市長又は副市長等の挨拶を再生すること。
 - (4) 前3号に掲げる行為を、管理し、又は監督する職員に対し、職務として行うよう命じること。
- (懲戒処分等)

第4条 任命権者は、この条例が適正に運用されるように努め、この条例に違反する行為があつた場合は、公正かつ厳格に懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年6月3日

堺市議会議長
平田多加秋様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同

黒西上池水ノ北
田田村田上野
征浩太克成礼
樹延一史彰一

堺市議会議員

同 同 同

由佳林小井
貴也三井
達敏田林
敏克西

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第22号　堺市職員の政治的行為の制限に関する条例

理由

職員に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障するとともに、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現するために本条例案を提案するものである。

堺市職員の政治的行為の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障するとともに、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

(政治的行為の制限)

第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第36条の規定の適用を受ける職員に限る。以下同じ。）は、法第36条第2項第5号の条例で定める政治的行為として次の各号に掲げる政治的行為をしてはならない。

- (1) 政治的目的のために職名、職権その他公私の影響力を利用すること。
- (2) 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費その他の金品を国家公務員又は職員に与え、又は支払うこと。
- (3) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること。
- (4) 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。
- (5) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
- (6) 政治的目的を有する署名若しくは無署名の文書、図画、音盤若しくは形象を発行し、回覧に供し、掲示し、配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること。
- (7) 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。
- (8) 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、襟章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること。
- (9) 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。
- (10) いかなる名義又は形式をもってするかを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

(本市の区域外から行う政治的行為)

第3条 職員が法第36条第2項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、本市の区域（当該職員が区に勤務する者であるときは、当該区の所管区域。以下同じ。）外から本市の区域内に宛てて行った場合は、当該政治的行為は本市の区域内において行われたものとみなす。

(懲戒処分等)

第4条 任命権者は、職員が法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第29条の規定により、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

2 任命権者は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第29条の規定により、当該教育公務員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

平成25年 6月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-13-0047

